

お客さまご本人の確認書類について

当社は、お客さまが「個人情報保護法第27条第2項の規定による利用目的の通知又は第28条第1項の規定による開示」をご請求された場合、情報漏えい防止の観点から、お客さまご本人の確認書類の提出をお願いしております。代理人の方がご請求する場合は、ご本人、および代理人両方の方の確認書類が必要となります。

また、14歳以下の未成年者の方のご請求は、本人が直接行なうことは出来ません。

従いまして、法定代理人(民法第818条に規定の親権者)に示す代理人の方からのご請求が必要となります。

各々の確認書類につきましては、下記をご参照ください。

一記一

1. ご本人の場合

有効期間内の下記書類、いずれか1通が必要となります。

・運転免許証のコピー

(注)現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

・住民基本台帳カードのコピー

(注)「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所(現住所)が記載されているもの[B タイプ]

同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。

・旅券(パスポート)のコピー

日本国内で発行されたもので、顔写真のページと所持人記入欄(氏名・住所等の記入箇所)の両方のコピーが必要です。

・各種年金手帳のコピー

・各種福祉手帳のコピー

・各種健康保険証(プラスチック製のものを含む)のコピー

(注)住所欄は必ず現住所をご記入ください。消去できない油性ペン等で記入して下さい。

・外国人登録原票の写し、または外国人登録原票記載事項証明書 [外国人の場合]

2. 法人の成年後見人の場合

・法人登記簿謄本・抄本・法人登記事項証明書(写し)のいづれか

3. 代理人の場合

(a)法定代理人(民法第 818 条に規定の親権者)

・戸籍謄本・抄本(写し)等本人との関係を証する書類

(b)法定代理人(民法第 8 条、第 843 条に規定の成年後見人)

・(成年後見)登記事項証明書(写し)

(c)法定代理人(民法第 839 条、第 840 条に規定の未成年後見人)

・(未成年後見)登記事項証明書(写し)

(d)任意代理人(本人が15歳以上であること)

・本人が自署、押印した委任状(原本)

(注意)

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。

また(写し)とは市区町村が発行した原本であり、この原本をコピーしたものは含まれません。

〒105-6412 東京都虎ノ門一丁目 17 番1号

株式会社日立ハイテクソリューションズ

PMS 事務局(CSR 部)

以 上